

ラムサール条約湿地 円山川下流域・周辺水田 の概要

1. 名称 円山川下流域・周辺水田

2. 所在地 兵庫県豊岡市

3. 面積 560ha

4 法令による規制

国指定鳥獣保護区特別保護地区 125ha

山陰海岸国立公園第2種特別地域 20ha、第3種特別地域 10ha

国管理一級河川及び国指定鳥獣保護区 405ha

5 概要及び湿地の国際的重要性の評価

当該区域を流れる円山川は、河川勾配が緩く、当該区域内の低湿地帯では多様な生物が生息している。当該区域を含む豊岡盆地は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 A類のコウノトリが集団で繁殖していたが、1971年には野外から姿を消し、1986年に最後の保護飼育個体が死亡し一度絶滅している。しかし、1965年から始められた試験的な人工繁殖を端緒に保護増殖の取組が開始され、2005年からは繁殖個体の放鳥による野生復帰が行われ、現在40羽以上のコウノトリが主に当該区域周辺で生息している。当該区域では、2008年からこれまでに9羽が巣立ち、現在野外に生息している自然繁殖個体を最も多く安定的に輩出している区域であり、コウノトリの生息にとって重要な場所となっている。またこのほかに絶滅危惧 類のハヤブサ、準絶滅危惧種のみさご等の希少な鳥類を始めとして31科126種の鳥類が生息している。また、絶滅危惧種 類(CR+EN)のヒヌマイトトンボの生息地でありミズアオイ等の水草相やヒメシロアサザ、オオアカウキクサ等の重要な水生植物も生育している。また、サケ、イトヨ、メダカ南北集団等の異なる系統からなる多様な魚類も生息している。

円山川下流域及び周辺水田はラムサール条約湿地の登録のための国際基準において、「基準2」(絶滅危惧種と特定された種(絶滅危惧 類・ 類に該当)、または消滅の危機に瀕している生物群集を支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考え)、 「基準8」(魚介類(甲殻類、軟体類等を含む)の重要な餌場であり、産卵場、稚魚の生育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合には、その湿地は国際的に重要であると考え)を満たしていると、平成22年度に開催されたラムサール条約湿地候補地選定のための検討会において判断された。

参考

ラムサール条約湿地登録のための国際基準

基準2: 絶滅危惧種と特定された種(絶滅危惧 類・ 類に該当)、または消滅の危機に瀕している生物群集を支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

・IUCNの「深刻な危機(CR)」、「危機(EN)」、「危急(VU)」のいずれかで、かつ/または 環境省レッドリストの「絶滅危惧 I類(CR + EN)」、「絶滅危惧 IA類(CR)」、「絶滅危惧 IB類(EN)」、「絶滅危惧 類(VU)」のいずれかを満たす種。

・繁殖地や越冬地等として生活史の特定の段階で安定的に絶滅危惧種や絶滅のおそれのある生物群集を支えていること

野生復帰をした種についても対象とする

絶滅危惧種の固有種の生息・生育状況に配慮する

基準8: 鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体数の1%を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

・原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、爬虫類、両生類、魚介類又は水生昆虫等が生息する唯一の湿地か(繁殖地や産卵地を含む)、大部分が生息することが明らかな湿地

円山川下流域・周辺水田は重要湿地 500(重要湿地 500 では円山川河辺)において、基準2で選定。

・湿地タイプは「中間湿原、低層湿原」、選定生物群は「湿原植生」。

日本の重要湿地選定基準

基準1 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合

基準2 希少種、固有種等が生育・生息している場合

基準3 多様な生物相を有している場合

基準4 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合

基準5 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合